

○介護保険課からのお知らせ

(平成 30 年 3 月 13 日介護保険サービス事業者等に対する集団指導資料より抜粋)

介護老人福祉施設の特例入所について

(計画・庶務担当)

平成 27 年 4 月から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への施設入所について要介護 3 以上が原則となっています。これは、貴重な社会資源である特別養護老人ホームを、真に必要とされている方が利用すべきであるということからきています。ただし、要介護 1・2 の方でも認知症特有の介護のしづらさや、介護環境の状況等により、やむを得ないと判断されれば、入所は可能で、各施設においては兵庫県が作成した入所コーディネートマニュアルに従って、判定を行い、必要な手順をとっていただいております。入所コーディネートマニュアルについては、新規入所者のみではなく、継続入所で、必要な要介護度が得られなかった方についても、適用していただく必要があります。

いくつかの施設からの相談にのる中で、認識違いが見受けられたため、再度のご確認をお願いします。なお、継続入所者の入所コーディネートマニュアルの適用については、兵庫県介護保険課からも必要な手続きであるにご指摘いただいております。次ページの【フローチャート】に沿って、継続入所者で要介護 2 以下が認定されたときの手順を確認してください。また、新規で入所者を受け入れの際に、要介護 2 以下の認定結果となった場合は退所する可能性があることを十分にご説明ください。

例外として、平成 27 年 4 月 1 日以前から入所している方は、要介護 2 以下となっても経過措置対象者として、継続入所は可能です。(但し、介護保険制度も年々変わっており、現在では在宅で利用できるサービスも増えています。本人と家族にとってよりよい介護となるために、地域での生活に戻る選択肢も提示した上で、継続入所の希望を再度確認し、必要な情報提供を行ってください。)

【兵庫県入所コーディネートマニュアル】

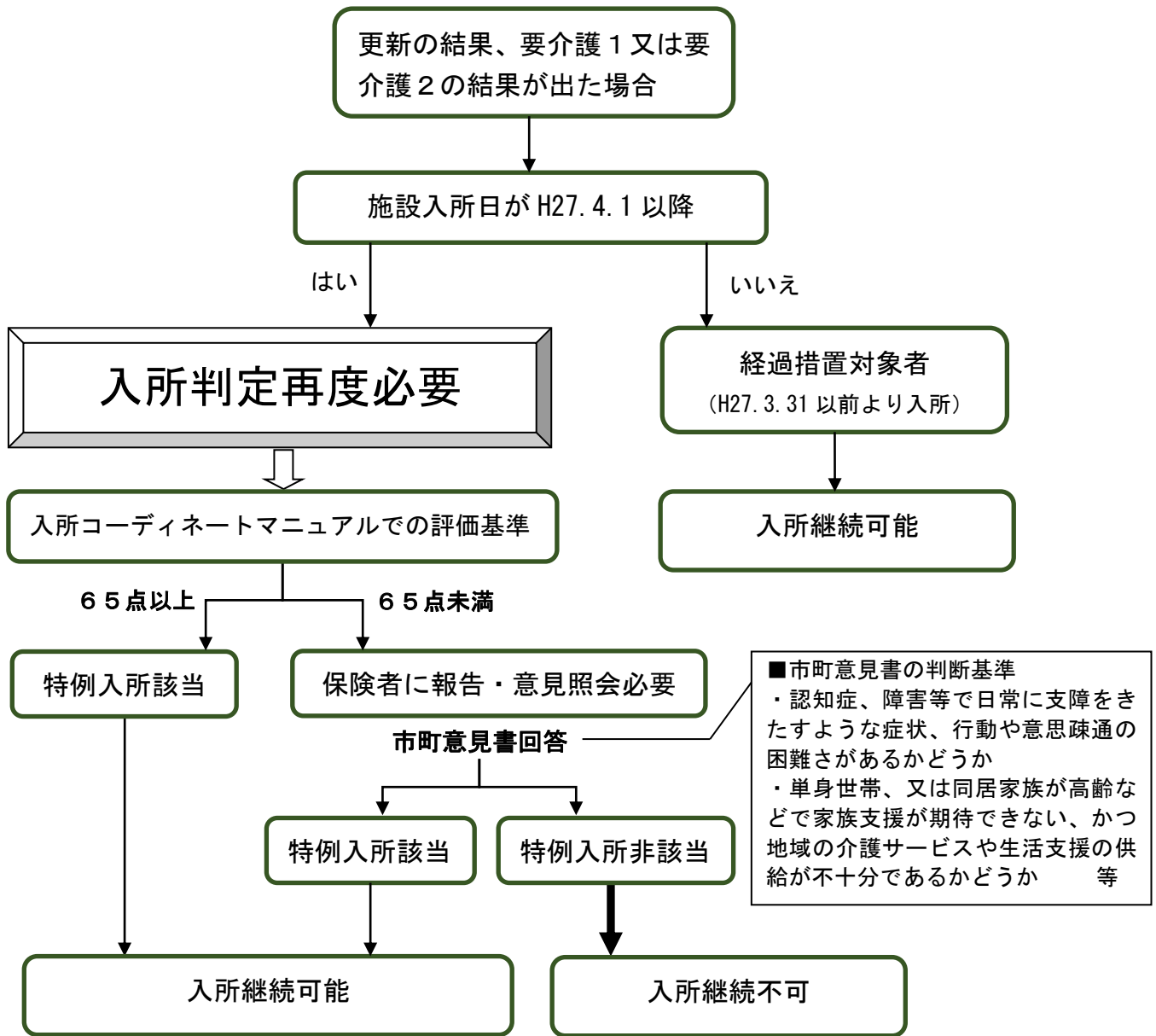
姫路市ホームページ (<http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/6913/37555.html>) をご覧ください。

評価基準で 65 点以上の場合は特例入所者とみなされ、保険者である姫路市（保険者が市外の場合はその保険者）への意見照会は必要ありません。

評価基準で 65 点未満の場合は、特例入所かどうかの意見を保険者である姫路市（保険者が市外の場合はその保険者）へ照会する必要があります。

【フローチャート】

特別養護老人ホームに入所中で、新たに要介護認定を受け、要介護1又は要介護2の結果が出た場合



(問い合わせ・提出先)

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市介護保険課 (計画・庶務担当)

TEL 079-221-2923

FAX 079-221-2925

Eメール kaigoho@city.himeji.lg.jp